締約国に関する情報 ＡＭ	アルメニア	附属書　Ｂ１ ＡＭ

一　般　情　報

国内官庁の名称	Intellectual Property Office of the Republic of Armenia （アルメニア共和国知的財産庁）
所在地	5/1, M.Mkrtchyan, 0010 Yerevan, Armenia
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(374-11) 59 75 34, 59 75 30 armpat@aipa.am http://aipa.am/en (374-10) 54 34 67
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	ファクシミリ装置による提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から１か月以内に提出
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する。ただし，ＤＨＬ又はFederal Expressの配達サービスを条件とする
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし
アルメニアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	アルメニア共和国知的財産庁，ユーラシア特許庁（ＥＡＰＯ）又はＷＩＰＯ国際事務局
国内法令[2]は外国官庁への国際出願を制限するか？	次の場合，出願は制限される： アルメニア国内で行われた発明
アルメニアが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国　内　保　護：アルメニア共和国知的財産庁 ユーラシア特許：ユーラシア特許庁（ＥＡＰＯ）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国　　内：特許，短期特許 ユーラシア：特許

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2　特許法第58条。

ＡＭ	アルメニア（続き）	ＡＭ
国内官庁が認める手数料の支払方法	手数料は銀行手形によって国内官庁に支払うべきである 口座：No.900005016200, code 20, Central Bank of the Republic of Armenia	
国際型調査に関するアルメニアの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	な　し	
アルメニアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
アルメニアが指定されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合，管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な　し	
ユーラシア特許については，附属書Ｂ２のユーラシア特許機構（ＥＡ）を参照		